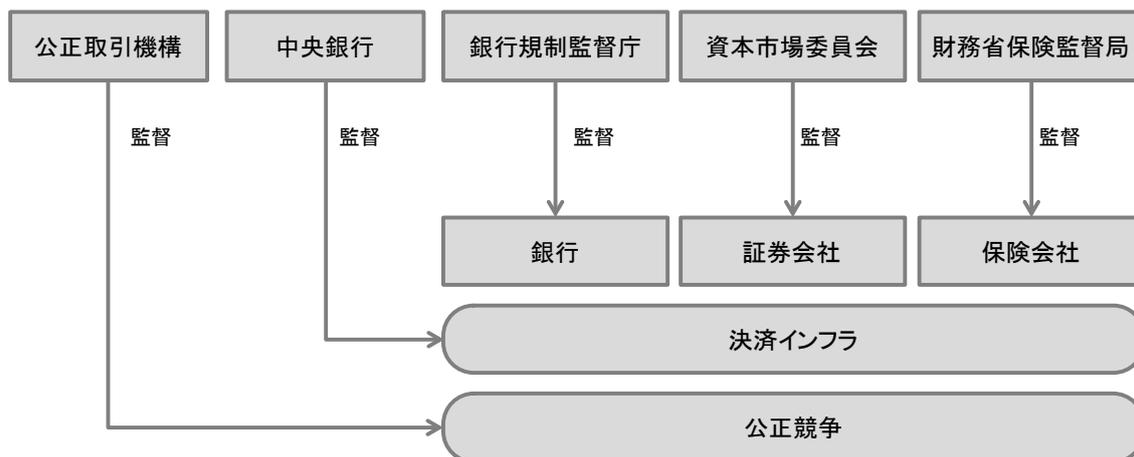


第17章 金融制度

1. 金融監督体制

図表 58 トルコの金融監督体制



(出所) 中銀、銀行規制監督庁、資本市場委員会、財務省ウェブサイトより作成

(1) 公正取引機構

公正取引機構（CA）は、市場における健全な競争環境の実現を目指す公的組織である。公正取引機構の主な任務と権限は以下である。

- ・ 申請又は当局の判断により、公正競争規約に規定する活動や公的取引につき、検討、照会、調査を行う。法令への抵触が認められた際には、必要な措置を講じる。
- ・ 適用除外の申請について審査を行う。公正な競争を阻害する恐れのない適正な契約を締結している場合には、適用除外承認証を与える。
- ・ 適用除外やネガティブ・クリアランス（欧州委員会による不問証明）の決定に係る市場について追跡調査を行い、当該市場又は市場関係者の地位に変更があったことが確認された場合は、これらの申請の再審査を行う。
- ・ 企業の合併買収活動を審査し、一定の基準に従って承認する。

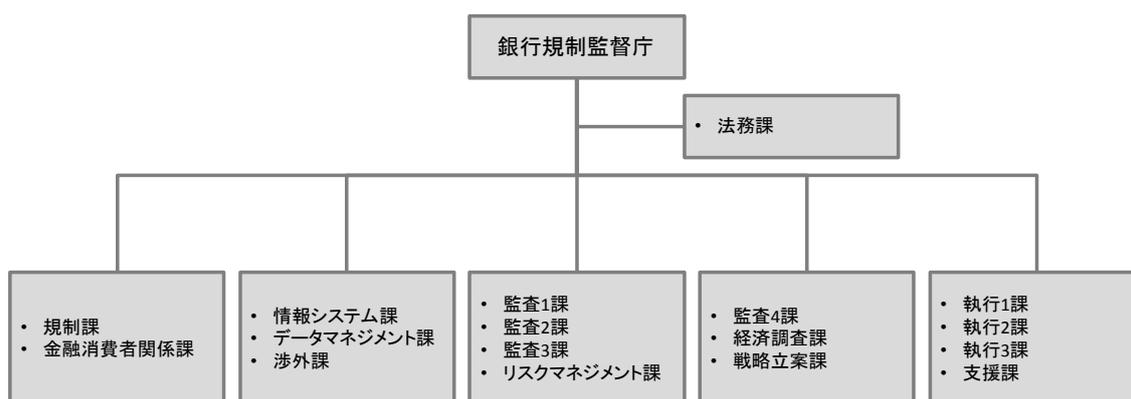
(2) 銀行規制監督庁

銀行規制監督庁（BRSA）は、預金者の権利と利益を保護し、秩序ある安全な銀行業務を危険にさらす、又は経済に悪影響を及ぼすおそれのある一切の業務や取引を未然に防止し、信用制度の効率的な実施を目指す公的組織である。銀行規制監督庁の主な所掌は、下記の通り。

- ・ 銀行部門の効率化、競争力強化を図る。
- ・ 銀行に対する信頼を維持する。

- ・ 銀行部門の経済に対する潜在的な悪影響を最小限に抑える。
- ・ 銀行部門の安定性を向上させる。
- ・ 預金者の権利及び利益を保護する。
- ・ 貸付制度を効果的に機能させる。
- ・ 監査対象の機関が、健全に、規則正しく且つ支障なく活動する為に必要な措置を取る。

図表 59 銀行規制監督庁の組織図



(出所) 銀行規制監督庁ウェブサイトより引用

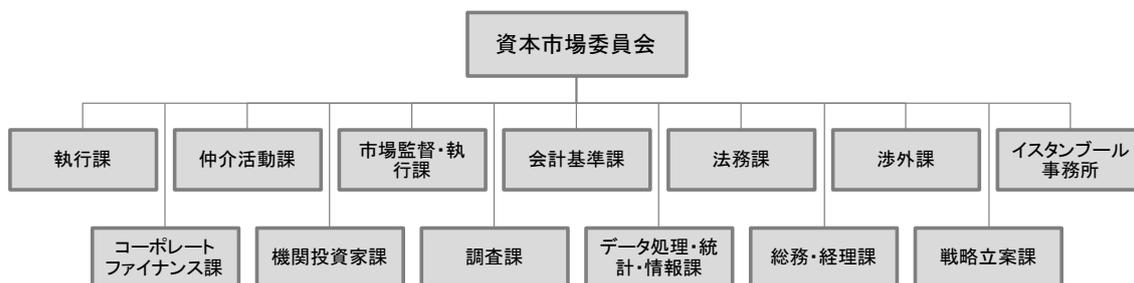
(3) トルコ資本市場委員会

トルコ資本市場委員会 (CMB) は、トルコの証券市場を規制、監督する公的組織である。CMB は資本市場法 (2012) に基づき、市場の組織化、資本市場の機能強化、公正性の確保と秩序維持、投資家の権利保護、制度整備、等を担ってきた。

具体的には、各種規程の策定により、トルコ資本市場を監視することでその公正性、効率性、透明性を確保し、国際競争力を強化することを目指している。トルコ資本市場委員会の主な所掌は下記である。

- ・ 証券市場と証券関連機関を規制、監督する。
- ・ 資本市場の原理、原則を決定する。
- ・ 投資家の権利と権益を保護する。

図表 60 トルコ資本市場委員会の組織図



(出所) 資本市場委員会ウェブサイトより作成

2014年5月時点で、イスタンブール証券取引所には276社が上場しており、これら企業についても資本市場委員会の監督対象である。

2. 銀行セクター

(1) 銀行業界の概要

2001年に79行あった銀行は2014年8月時点で46行に統合されてきている。特筆すべきは、IMFの介入の際に、ING、パリバ、シティバンクなど欧米系の銀行がトルコの金融機関の株式を取得する形で市場参入したため、トップ10の地場銀行のほとんどには外資系銀行の資本が入っている点である。

外国銀行の資本が入っていないのは、国有銀行3行とイシュバンクに留まる。主要銀行の外資出資者については、AK銀行：シティバンク（米）、ギャランティ銀行：サンタンデル（西）、ヤプクレディ銀行：ユニクレディート（伊）、デニズバンク：ズベルバンク（露）、TEB：パリバ（仏）などがあげられる。

(2) 銀行間の競争環境

地場銀行や外資系銀行の店舗では、ATM機械などについては最新のものが導入され、インターネットバンキングなども進んでいる。例えば、個人口座でも、ドル建て、ユーロ建て、リラ建て、ゴールド（金）という口座を開設でき、個人の口座間で為替変動に対応して組み換えなどもしている。家賃や不動産取引などにはドル建てやユーロ建てが用いられることも多いようである。

また、地場銀行による個人向け融資は行われており、信用情報機関もある。ただし、信用情報のデータセットは正確ではないとの指摘もある。

法人向け融資としては、ドイツ銀行やシティバンクなど外資系銀行は、支店を設置しているが、出資先の地場銀行を通じた業務がメインとなっている模様である。支店を設置しても、現地の優良企業は地場銀行が顧客として抱えてしまっている場合もある

自己資本比率等に基づけば、地場銀行の経営状況は健全ではあるが、貯蓄額が少ない国

であるので融資超過に陥る可能性が指摘される。そこで、各行はシンジケートローンの組成により、ユーロ債の発行などで融資原資を確保しつつ案件組成に努めている模様である。

このように、銀行間での競争環境はある程度厳しいものであることが想定される。

(3) 財源使用税

税制との関連では、海外からの資金調達に関し、期間が3年以下の場合には3%の財源使用税が賦課される。従って、海外の銀行からの与信は3年超の長期のみを原則とする銀行もある。ただし、トルコ国内の銀行向けの与信については、財源使用税は対象外である。

運転資金、特に材料や製品の輸入に当たっては先払証明がないと6%の課税となるので、融資を受けてでも先払いをしようとする事業者もいる。しかし、1年未満の外貨建て融資だと3%の税金が賦課され、LIBORにプレミアムを載せると、6%以上になる。このため、融資は3年以上の案件でないと成立しにくい環境にある。

図表 61 トルコにおける銀行別資産・預金・融資残高（単位：10億リラ）

	2010.12			2011.12			2012.12		
	資産	預金	融資	資産	預金	融資	資産	預金	融資
1 Türkiye İş Bankası A.Ş.	150.8	88.5	69.1	183.9	98.8	99.0	201.1	106.0	115.2
2 Türkiye Garanti Bankası A.Ş.	136.8	79.1	70.2	163.5	93.2	90.7	179.8	97.8	100.1
3 Akbank T.A.Ş.	120.1	71.7	57.7	139.9	80.8	74.4	163.5	90.7	92.4
4 Türkiye Cumhuriyeti Ziraat Bankası A.Ş.	152.2	126.1	58.5	162.9	113.8	73.2	165.1	119.7	73.2
5 Yapı ve Kredi Bankası A.Ş.	92.8	-	54.7	117.5	-	70.1	131.5	-	78.8
6 Türkiye Vakıflar Bankası T.A.O.	76.8	48.1	44.6	93.5	61.8	58.2	108.0	68.4	69.3
7 Türkiye Halk Bankası A.Ş.	73.0	54.6	44.3	92.2	66.2	56.3	109.1	79.8	65.9
8 Finans Bank A.Ş.	39.3	24.0	24.9	47.2	29.0	30.3	55.4	32.7	36.4
9 Denizbank A.Ş.	33.9	20.1	22.0	44.8	26.9	28.7	56.5	36.6	36.1
10 Türk Ekonomi Bankası A.Ş.	21.2	13.2	12.9	40.5	24.1	27.0	45.9	30.0	31.0
11 ING Bank A.Ş.	18.2	9.3	12.9	23.3	11.4	17.2	27.2	14.4	20.0
12 HSBC Bank A.Ş.	17.8	10.7	9.7	24.2	13.2	13.8	25.3	14.2	15.4
13 Şekerbank T.A.Ş.	11.7	7.8	7.0	14.9	9.2	8.6	15.2	10.2	10.1
14 Türkiye Sınai Kalkınma Bankası A.Ş.	8.4	-	4.6	10.1	-	6.3	10.9	-	6.8
15 Anadolubank A.Ş.	5.2	3.2	3.5	6.7	4.3	4.4	7.4	4.7	4.9
16 Alternatifbank A.Ş.	4.3	2.4	3.2	6.5	3.6	4.3	8.0	4.2	5.2
17 Tekstil Bankası A.Ş.	2.6	1.8	1.9	3.5	2.5	2.5	3.7	2.7	2.7
18 Burgan Bank A.Ş.	4.5	1.9	1.6	5.1	2.2	2.3	4.6	3.2	2.9
19 Türkiye Kalkınma Bankası A.Ş.	1.6	-	1.2	2.8	-	1.9	-	-	-
20 BankPozitif Kredi ve Kalkınma Bankası A.Ş.	1.7	0.1	1.2	2.1	0.1	1.5	1.9	0.1	1.3
21 Arap Türk Bankası A.Ş.	1.2	0.3	0.5	3.1	2.0	0.9	2.8	1.0	0.7
22 Turkish Bank A.Ş.	1.1	0.6	0.4	1.0	0.5	0.3	1.0	0.6	0.4
23 Merrill Lynch Yatırım Bank A.Ş.	0.4	-	-	0.9	-	0.0	1.9	-	0.0
24 Taib Yatırım Bank A.Ş.	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0

(出所) トルコ銀行協会データベースより作成※表中に記載のない銀行は、データ非公表

3. ファイナンスカンパニー

2014年8月時点では、割販会社は、トルコにおいて未成熟³⁵であり、本邦企業の進出もない。メーカーの販売会社などが金利を含めて分割払い契約を設定している状況である。また、地方都市では、個人間の信頼関係に基づき、家電の分割払いなどが行われている。例えば、個人経営の電気店が近隣住民に対してテレビを「つけ」で販売するようなケースもある。こうしたケースにおいては、売り手が利子を負担しているケースが多いとの指摘もある。

4. 保険会社

保険業界の監督官庁は財務省保険監督局であり、保険会社及び再保険会社の監督、査察、クレーム処理等を所掌している。トルコでは、1990年以降、国外への再保険を自由化したことにより、保険業が急速に活性化してきた。

2014年5月現在、トルコ保険業協会には62社の保険会社の登録があり、損害保険を手掛ける保険会社が59社、生命保険を手掛ける保険会社が28社ある（両事業を展開する25社を含む）。

保険業界の特徴としては、上位10社で市場シェアの60%以上を構成し、上位20社となるとシェアの80%以上を構成していることにある。本邦企業の進出例としては、損保ジャパンが現地企業を買収した形で進出を遂げた事例があげられる。

図表 62 保険業界上位 20 社のシェア

順位	企業名	2013年2月		2014年2月	
		保険契約金額 (リラ)	シェア (%)	保険契約金額(リラ)	シェア (%)
1	Anadolu	476,740,912	10.56	517,048,489	10.79
2	Axa	447,648,209	9.92	472,658,358	9.87
3	Allianz	335,818,025	7.44	414,722,135	8.66
4	Ak	297,330,085	6.59	342,357,637	7.15
5	Mapfre Genel	275,315,290	6.10	324,370,903	6.77
6	Groupama	195,596,410	4.33	235,061,132	4.91
7	Gunes	175,936,884	3.90	233,036,064	4.86
8	Yapı Kredi	243,049,223	5.39	209,373,289	4.37

³⁵ 2014年5月13日付官報において、銀行カード・クレジットカードに関する規則第26条が改正された。個人の負債額を一刻も早く最小限に減らす為、下記の規定が設けられた。「自然人が物品又はサービス購入後、一定の料金を支払って、負債額を分割又は支払い日を延期した期間を含め、クレジットカードで物品又はサービスを購入した日から完済までの期間は9カ月を超えてはならない。クレジットカードでの遠距離通信機器（携帯等）、貴金属、外食、食品、燃料、ギフトカード、ギフト小切手と、これらの類似品やサービス購入においては、分割してはならない。」（鳥越弁護士事務所）

9	Acibadem Saglik ve Hayat	151,585,246	3.36	195,975,514	4.09
10	Ziraat	133,693,585	2.96	174,623,409	3.64
上位 10 社総計		2,732,713,870	60.56	3,119,226,930	65.10
11	Ziraat Hayat ve Emeklilik	264,341,781	5.86	156,238,483	3.26
12	Eureko	202,198,053	4.48	149,373,895	3.12
13	Sompo Japan	84,611,541	1.88	114,706,568	2.39
14	Halk	107,904,964	2.39	107,265,630	2.24
15	HDI	80,504,088	1.78	106,145,037	2.22
16	Ergo	99,429,041	2.20	95,864,915	2.00
17	Zurich	76,165,678	1.69	68,444,088	1.43
18	Neova	38,190,428	0.85	57,680,825	1.20
19	Ray	45,933,646	1.02	55,937,935	1.17
20	Garanti Emeklilik	51,163,684	1.13	53,771,454	1.12
上位 20 社総計		3,783,156,774	83.84	4,084,655,758	85.25

(出所) トルコ保険業協会データベースより作成

5. 証券会社

イスタンブール証券取引所には 542 社（2014 年 8 月）が上場しており、未上場企業ではあるが資本市場委員会に登録されている企業を併せると 600 社程度の企業が存在する。こうした上場企業及び未上場企業の発行済み株式総額は、2014 年段階で 5,740 億リラに至っている。

証券会社は 281 社程度あり、銀行数の 6 倍以上の企業が存在する。一方、ベンチャーキャピタルについては、5 社に留まり投資総額も約 8 億リラ程度に留まっている。

図表 63 証券市場の概要

	2011	2012
資本市場委員会への届出企業数	628	600
時価総額(百万リラ)	381,152	552,897
イスタンブール証券取引所における投資家数	1,097,786	1,088,566
金融介在業者数	140	141
銀行数	40	41
証券会社数	100	100
ベンチャーキャピタル数	4	5
ベンチャーキャピタル投資総額(百万リラ)	598	796
独立会計監査事務所数	92	92
格付会社数	9	10

(出所) 資本市場委員会 アニュアルレポート 2012 より作成

ひとくちメモ 10 販売金融事業の拡大に向けた課題

トルコにおいて販売金融事業に関する外資規制等は独断設けられていない。ただし、近年の動向としては、2012年にリース法が改正され、ファイナンスリース会社において禁止されていたオペレーティングリースが解禁される一方で、最低資本金が約10億円に引き上げられる等の変更があった。

	リース会社	コンシューマー ファイナンス会社	オペレーティング リース会社	法改正のポイント
業務内容	ファイナンスリース オペレーティングリース	個人向けファイナンス	オペレーティングリース (レンタル)	オペレーティングリースが解禁
当局	金融庁 (BRSA : The Banking Regulation and Supervision Agency)		商務省	
外資規制	外資100% 出資可能			
最低資本金	約10億円 (TL 20 Mil) ファイナンスリース会社の法定最低資本金はTL1,000と規定されているものの、当局は7.5milを求めた経緯あり		有限会社: 約26万円 (TL 5F) 株式会社: 約260万円 (TL 5万)	約4億円 (TL 7.5mil) から引上げ (既存会社も3年以内に増資する必要あり)
	【支店開設】1支店につきTL1milの払込資本金が必要。 (最低資本金では20支店まで開設可)		NA	
貸出上限	総貸出残高は株主資本の30倍まで		NA	
その他	法改正前は、ファイナンスリースのみの取り扱い	アセットに紐づくファイナンスのみ。使途自由のパーソナルローン不可	ファイナンスリースは不可	

(出所) 経済産業省「我が国販売金融事業者の国際展開に関する調査」より引用

トルコにおいて、建設機械や自動車及び家電等の販売台数が増加している昨今、販売金融事業の事業機会は拡大しているものと想定され、さらに販売金融を活用した各種販売事業の活性化も期待される。

ただし、大都市を除いて販売金融という業態は新しいものであるという意見もある。例えば、メーカーが家電を販売する際には、販売会社自らが金利を含めて分割払い契約を設定している事例も見られる。また本調査でのヒアリングによれば、地方都市部では個人間の信頼関係に基づき、家電の分割払いなどが行われているようである。

もちろん、トルコの地場銀行も個人向け融資を行っているが、与信に必要な信用情報のデータセットの正確性が十分に担保されておらず、リスクを加味した結果高金利となってしまう、結果として個人向け融資の件数は多くないようである。

このように、販売金融事業が制度面で整備される一方で、販売金融事業の普及拡大については、販売金融会社の経営努力に負うところが大きいものと考えられる。